

2016年2月23日

Contents

I Lawyer's Eye

中国における倒産手続きでの債権届出

中国弁護士 李 加弟/弁護士 中川 裕茂

II 中国法令アップデート

- ・「中華人民共和国人口・計画出産法」の改正に関する決定
- ・中華人民共和国反テロリズム法
- ・知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)
- ・不動産登記暫定条例実施細則
- ・重大違法信用喪失企業名簿管理暫定弁法
- ・違法信用喪失上場会社の関連責任主体に対する共同懲戒実施の協力に関する覚書
- ・国務院に授権して株券発行登録制改革の実施において「中華人民共和国証券法」の関連規定を調整適用することに関する決定
- ・ソーシャルレンディング情報仲介機構業務活動管理暫定弁法(意見募集稿)
- ・「労災保険条例」の執行に関する若干問題についての意見(二)(意見募集稿)
- ・環境保護法(2014改正)第六十一条の適用の関連問題に関する回答
- ・工業・情報化部による「電信業務分類目録(2015年版)」の公布に関する通告
- ・インターネットニュース情報サービス管理規定(改正意見募集稿)
- ・中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理試点の拡大に関する通知

III 台湾法令アップデート

- ・「事業者による著作権、商標権または特許権の侵害にかかる警告書に関する公平取引委員会の取扱原則」の改正
- ・「通信販売の解約権規定の適用除外準則」の制定

IV 中国万感

激動する北京の交通事情 ～百花繚乱の電気の乗り物～

弁護士 横井 傑

I Lawyer's Eye

中国弁護士 李 加弟
弁護士 中川 裕茂

中国における倒産手続きでの債権届出

「世界の工場」といわれた中国では、人民元高、人件費高騰等の影響で資金繰りに窮する中小企業が増加している。例えば、多くの珠江デルタ地域の携帯電話部品メーカーの倒産を余儀なくされているし、鉄鋼や船舶メーカーでは過剰生産の結果として企業の倒産が増加している。最高人民法院のレポートでは 2013 年に完了した破産案件は 1998 件、2014 年に完了した破産案件は 2059 件とされており、2015 年の数値はまだ公表されていないが更に増加するものと見込まれている¹。このような背景のもと、日本企業が中国の倒産手続きにおいて債権届出を行うことも増加している。

1. 中国の倒産手続きの枠組み

中国の倒産手続きは、大きく、「破産」と「重整」(会社更生)に分かれる。「重整」手続きは、DIP 型(自主再建型)の倒産手続きも論理上はありえ、人民法院が認めた場合には DIP 型も可能であるが、人民法院の裁量が広く、現状ほぼ全ての事案で管財型(管財人に会社の管理権が与えられるパターン)になっているのではないと思われる。

2. 債権届出

破産手続きにしても重整手続きにしても、管財人は債権の存否を確認することになるため、債権者は債権届出を行う機会を与えられる。人民法院は、破産申立受理の公告行った日から 30 日以上 3 か月以下の日を債権届出期限として定める(企業破産法第 45 条)。債権者に対しては、人民法院による公告又は債権者に対する通知が行われる。人民法院の公告は人民法院の掲示板及び「院報」(裁判所が出す官報のようなもの)に掲載され、一部は裁判所のウェブサイトに掲載されるが、通常債権者は通知を受領することにより債権届出に関する詳細を知ることになる。

債権者は、人民法院が確定した債権届出期限内に、管財人に対して破産債権を届け出ることができるが、債権を届け出るときは、債権の額及び担保の有無を書面で説明し、証拠を提出しなければならない(同法第 49 条)。

3. 債権届出期限を徒過した場合の効果

外国企業の倒産については言語その他の原因から債権届出期限を経過してしまうことは往々にしてあるが、中国では、人民法院が確定した債権届出期間内に債権者が債権を届け出なかったときは、破産財産の最終配当の実施前であれば、追加届出をすることができるとされている(同法第 56 条)。中国の企業破産法に特徴的であるのは、債権届出期限自体には絶対的な失権効は与えられていないことである。すなわち、債権届出期限後の届出であっても、1 度目の配当で更に残額があれば、当該残額から配当を受けることはできる(但し、配当の有無及び金額については期待できないことは言うまでもない)。なお、債権届出期限を徒過すれば債権者集会での議決権行使等の

¹ 中国人民大学法学院破産法研究中心王欣新主任の発言による。
http://epaper.21jingji.com/html/2015-11/25/content_26623.htm

権限行使ができなくなるが、これ自体は債権の認否に影響を与えるものではない。

4. 債権届出時の提出資料

債権届出書	通常は債権届出書のフォームが指定されており、債権の発生の時期、原因、金額、担保の有無、相殺の有無、連帯債権であるか否か、遅延利息等を記載する欄がある。
証拠	債権の発生及び金額を示す証拠の提出が必要である。
利息・遅延利息	利息又は遅延利息がある場合、破産申請が裁判所に受理された日までの金額を計算して届け出る(同法第 46 条 2 項)。
登記	債権者が日本企業である場合、債権者の現在事項証明書を翻訳の上提出する。
法定代表者の身分証明書	通常は代表者のパスポートのコピーの提出が求められる。
委任状	弁護士に委任する場合には委任状を提出する必要がある。

通常は上述の書類について日本の公証役場における公証及び中国大使館での認証を行った上で、翻訳文書(中国の翻訳会社の押印付)を提出する必要がある。場合によっては相当の量の翻訳が必要であり、また公証・認証に要する時間(1 週間程度)を考慮して届出までのスケジュールを組む必要がある。實際上これらの手続きをどれほど省略できるのかは、管財人との交渉次第であり、債権額の立証資料の範囲、翻訳の要否、公証・認証の要否等について折衝をする方が効率的であることも多い。

5. 双方未履行契約に基づく債権の届出

管財人には、双方未履行の双務契約、つまり更正手続開始の決定の前に成立しており、債務者及び相手方当事者がいずれも履行を完了していない契約について、解除又は履行継続を選択する権利が与えられている(同法第 18 条 1 項)。相手方当事者は、管財人(又は債務者)に対していずれを選択するかを決定を督促することができ、管財人(又は債務者)が督促日から 30 日間回答しなかった場合には、契約は解除されたものと見なされる。

管財人(又は債務者)が契約の履行選択を決定した場合、相手方当事者は未履行債務を履行しなければならないが、管財人(又は債務者)に対して担保の提供を求めることができる(同法第 18 条 2 項)。かかる担保提供の要求を通して、取引関係にある債権者は、自らの債権を保護することも可能である。また、管財人(又は債務者)が履行選択した場合に生じた債務については、共益債務として扱われ、優先的に弁済される(同法第 42 条)。

管財人(又は債務者)が解除を選択した場合には、最終的には債権者は損害賠償債権を届け出ることになる。この場合、例えば売買であれば売掛金の金額がそのまま損害額となることはないのが通常であり、製品の製造に要したコストや場合によっては販売により得られたであろう利益を債権として届け出る。この場合の証拠書類の準備は手間がかかることが多い。

II 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	
弁護士 濱本 浩平	
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲

最新中国法令の解説

<人口・計画出産法>

中華人民共和国人口・計画出産法の改正に関する決定

[ポイント] 本決定により「中華人民共和国人口・計画出産法」が改正され、今後は1夫婦につき子供を2人産むことが奨励されることとされた。これをもって、中国において1979年から長らく続いた「一人っ子政策」は全面的に廃止された。

また、本決定により、男性 25 歳以上、女性 23 歳以上の場合の晩婚休暇及び第 1 子の出産年齢が 24 歳以上の場合の晩育休暇を奨励する条文が削除されている。これを受け、各地方政府において晩婚晩育に関する休暇制度を廃止する方向で人口・計画出産に関する地方性規則を改正する動きが見られる。この点は労務管理の観点から各企業においても注意が必要である。

2015 年 12 月 27 日公布、2016 年 1 月 1 日施行(主席令第 41 号)

[原文] [关于修改《中华人民共和国人口与计划生育法》的决定](#)

<反テロリズム法>

中華人民共和国反テロリズム法

[ポイント] 本法は、近年の世界的な反テロの潮流を受けて制定された法律であるが、曖昧な規定が多く人権侵害の危険性等を指摘する報道もある。一方、中国へ進出する外資企業の視点から検討すると、電信業の経営者、インターネットサービスの提供者に対して、(i) 公安等の当局によるテロ活動の防止、調査のため、技術アクセス、パスワード解除等の技術サポート・支援を行うことを義務づけた条文(第 18 条)、(ii) テロ、過激派にかかる情報を発見した場合には、送信の即時停止、関連記録の保存、関連情報の削除、公安等への報告を義務づけた条文(第 19 条)等が注目されており、濫用されてセキュリティ情報の提出を強いられる根拠となるのではないか等の指摘がなされている。条文としては、相当程度抽象的であるため、今後実際にどのような運用がなされるのか動向に留意する必要がある。

2015 年 12 月 27 日公布、2016 年 1 月 1 日施行(主席令第 36 号)

[原文] [中华人民共和国反恐怖主义法](#)

<独占禁止法>

知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 中国独禁法のエンフォースメントを統括する国務院反独占委員会によるガイドラインの意見募集稿であり、知的財産権に関連する独禁法の適用について規定するものである。主要な内容としては、(1)関連市場画定、競争状況、競争制限効果等の分析方法等の総論的な規定、(2)共同開発、パテントプール、クロスライセンス、規格制定の水平的独占合意への該当性、(3)価格制限、独占的なライセンスバック、不競争条項等の垂直的独占合意への該当性、(4)市場シェアによるセーフハーバーの適用(水平合意については合計 15%以下、垂直合意については各

25%以下。ただし独禁法に明示された独占合意に当たる場合は適用されない。)、(5)市場支配的地位濫用の各類型への該当性のそれぞれにおける考慮要素が含まれる。なお、今回の意見募集稿では事業者結合に関する規定は公表されていない。知的財産権と独禁法については昨年8月から施行されている国家工商行政管理総局(SAIC)の規定(知的財産権濫用による競争行為の排除・制限の禁止に関する規定)が存在するが、本ガイドラインは、SAICだけでなく国家発展改革委員会(NDRC)及び商務部(MOFCOM)の運用に当たって参照されることが想定されるため、重要性は非常に高く、今後の動向が注目される。

意見募集期間:2015年12月31日~2016年1月20日

[原文] [关于滥用知识产权的反垄断指南（征求意见稿）](#)

<不動産登記>

不動産登記暫定条例実施細則

[ポイント] 本実施細則は、統一的な不動産登記制度の制定を企図して2015年3月1日より施行された不動産登記暫定条例(以下「条例」という。)の具体的手続等を定めている。条例では、不動産登記資料の照会に関して、権利者及び利害関係者による検索については規定しているものの一般公衆からのアクセスについては規定していなかったが、この点は本実施細則も同様である。したがって、一般公衆からのアクセスについては別途立法動向を注視する必要がある。

なお、条例の概要については2015年1月16日付けAM&T China Legal Updateの中国相談室を参照されたい。
2016年1月1日公布、施行(国土資源部令第63号)

[原文] [不动产登记暂行条例实施细则](#)

<違法信用喪失>

重大違法信用喪失企業名簿管理暫定弁法

[ポイント] 本弁法は、企業情報公開暫定条例等の定める嚴重違法企業名簿制度を具体化した規定である。一定の工商行政管理にかかる法令に違反してその態様が重大である企業(経営異常名簿に掲載されて3年を超えたが関連義務が未履行である企業、詐欺的手段で重要事実を隠匿して会社の変更登記等を取得した企業、一定の行政処罰を受けた企業等)は、嚴重違法信用喪失企業名簿に掲載されたうえで、管理されることとなり、企業信用情報開示システムにおいて公開されることとなる。名簿への掲載期間は、原則5年間である。

本弁法の施行後、中国企業との間で取引等を検討する場合には、企業信用情報開示システムで嚴重違法信用喪失企業名簿への掲載の有無を確認するのが望ましいといえる。

2015年12月30日公布、2016年4月1日施行(国家工商行政管理総局令第83号)

[原文] [严重违法失信企业名单管理暂行办法](#)

違法信用喪失上場会社の関連責任主体に対する共同懲戒実施の協力に関する覚書

[ポイント] 本覚書は、証券監督委員会及びその派生機構により行政処罰、発展改革委員会、証券監督管理委員会等の22の政府部門で締結された覚書であって、証券監督管理委員会及びその派生機構(以下「証監会等」という。)とその他の政府部門の間での、証監会等により行政処罰等を受けた上場会社及び関連機構・人員等の責任主体に関する信用喪失情報の共有及び共同懲戒について定めている。具体的な手続等については、別途協議すると規定されているため、今後の動向が注目される。

2015年12月24日締結

[原文] [关于对违法失信上市公司相关责任主体实施联合惩戒的合作备忘录](#)

＜株券登録制度＞

国務院に授権して株券発行登録制改革の実施において「中華人民共和国証券法」の関連規定を調整適用することに関する決定

[ポイント] 本決定は、上海証券取引所、深セン証券取引所で上場を予定する株券の公開発行について、「中華人民共和国証券法」における株券公開発行の審査・認可制度の関連規定を調整して適用し、株券登録制度を実行することについて、国務院に授権を行ったものである。株券登録制度に関する具体的内容は国務院が規定し、全国人民代表大会常務委員会に報告することとされている。

株券登録制度が実施されると、株券の発行の審査・認可の理念と方法について、従前の規制から大きな変化が生じる。すなわち、審査・認可の重点は、開示された情報が要開示事項を網羅しているか、情報相互に齟齬がないか、理解しやすいものかといった点に移り、企業の発展の見通しや投資価値についての判断は行われなくなる。また、情報の真実性、正確性、完全性については発行体及び仲介機関が責任を負うことになる。

2015年12月27日公布、2016年3月1日施行

[原文] 关于授权国务院在实施股票发行注册制改革中调整适用《中华人民共和国证券法》有关规定的决定

＜ソーシャルレンディング＞

ソーシャルレンディング情報仲介機構業務活動管理暫定弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法はソーシャルレンディング仲介機構業務活動の規制を目的とするものである。本弁法でいうソーシャルレンディングとは、自然人、法人等がインターネットプラットフォームを通じて直接貸付を実現させることを指し、その仲介機構(運営会社)とはソーシャルレンディング情報仲介業務活動に従事する金融情報仲介企業を指す。同機構自らが融資希望者の資金を受領、吸上げ等してはならない等の禁止行為も明記されている。

意見募集期間:2015年12月28日～2016年1月27日

[原文] 网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法(征求意见稿)

＜労災保険＞

「労災保険条例」の執行に関する若干問題についての意見(二)(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿によれば、法定の定年に達した従業員に労災が発生した場合、定年手続を行っているか否かにより、異なる処理が適用されることを示すものである。すなわち、定年手続を行っていない場合等には、雇用者は労災保険の責任を負担しなければならない。定年手続を行っている場合においても、労務関係の処理に従い、雇用者は労災保険関連の待遇に応じた適切な処理をしなければならない。

意見募集期間:2016年1月19日～2016年2月19日

[原文] 关于执行《工伤保险条例》若干问题意见(二)(征求意见稿)

＜環境保護法＞

環境保護法(2014改正)第六十一条の適用の関連問題に関する回答

[ポイント] 2015年1月1日から施行されている新環境保護法においては環境影響評価手続を適切に行わず建設を進めた場合に建設停止命令、制裁金、原状回復命令を課す旨の規定が置かれた。本回答は当該規定に関する環境保護部の解釈を示すものであり、(1)制裁金の幅が(従前の環境影響評価法に基づき)5万元以上20万元以下となること、(2)環境影響評価手続の追完が認められないこと(環境影響評価法の下では追完が認められており、これが法令違反を誘発していると言われていた。)、(3)新環境保護法の施行前から続く建設工事について新法に基づき上記規定を適用すること等が明らかにされている。

2016年1月8日公布、施行(環政法函[2016]6号)

[原文] 关于《环境保护法》(2014修订)第六十一条适用有关问题的复函

＜通信業務分類目録＞

工業・情報化部による「通信業務分類目録(2015年版)」の公布に関する通告

[ポイント] 2003年に公表された現行の通信業務分類目録が13年ぶりに改正されることとなった(2013年5月23日の2013年版意見募集稿の公表からも2年半以上が経過している。)

通信業務分類目録上、通信業務は基礎通信業務と増値通信業務に大別されており、新目録では基礎通信業務についてはIP電話、セルラー移動通信業務等に関して調整及び詳細化がなされている。一方、外国企業にとってより関連性が深い増値通信業務に関しては、クラウドサービスがIDC業務に含まれることと整理された点、コンテンツ配布ネットワーク(CDN)業務が新たな分類として設置されている点、情報サービス業務の内容が詳細化されている点等が注目される。

なお、工業・情報化部は、現行の通信業務分類目録に従い発行された経営許可証は2016年3月1日の新目録施行後も期限までは有効だが、企業の需要に応じて期限前に新たな経営許可証への変更を申請することも可能としている。

2015年12月28日公布、2016年3月1日施行

[原文] [工业和信息化部关于发布《电信业务分类目录\(2015年版\)》的通告](#)

＜インターネット情報サービス＞

インターネットニュース情報サービス管理規定(改正意見募集稿)

[ポイント] 本規定は、インターネットを通じて、ニュース情報サービスに従事する事業者に適用される。インターネットニュース情報とは政治、経済等の時事報道、評論等を含む。同サービスに従事するには、インターネット情報サービス許可というライセンスが必要となる。同サービスを外資が行うことは認められていない。本規定は改正意見募集稿の段階であり、今後正式に公布されることが予定されている。

意見募集期間:2016年1月11日～2016年2月15日

[原文] [互联网新闻信息服务管理规定\(修订征求意见稿\)](#)

＜外債管理＞

中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理試点の拡大に関する通知

上海、天津、広東及び福建の4つの自由貿易試験区において(1)事前認可ではなく、事前届出によって外債の借入を可能とするとともに、(2)外貨・人民元の別、中長期・短期の別を問わず、純資産額を基準とする上限額によって借入枠を残高で管理する仕組みを導入するものである。適用対象は試験区内に登録された非金融企業(ただし不動産企業・政府融資プラットフォームは除外)と27のパイロット金融機関であり、各企業は現行制度か新制度かを選択することとされている。非金融企業を例にとると、外債枠は直近の財務諸表の純資産額の1倍とされ、借入残高は実際の残高に①中長期(1.0)/短期(1.5)の別、②債務の種類(オフ(0.5)又は0.2)/オンバランス(1.0)の別に応じて決まる変数を乗じた金額に、③外貨建て債務の場合は更に残高に為替リスク換算変数(0.5)を乗じた金額を加えた金額の総和となる。例えば、中長期人民元建て借入が100万元、短期外貨建て借入が50万元(人民元換算後)ある場合は、(i)人民元建て外債につき100万元(=100万元×1.0×1.0)、(ii)外貨建て外債につき100万元(=50万元×1.5×1.0+50万元×0.5)で合計200万元の外債枠を使用することになる。(短期借入、外貨建ての方がより多くの枠を消費する。)

外債契約の届出等については更に細則が制定されることが想定されており、今後の動向が注目される。

2016年1月公布、2016年1月25日施行

[原文] [中国人民银行关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 吳 曉青

最新台湾法令の解説

<独禁規制>

「事業者による著作権、商標権または特許権の侵害にかかる警告書に関する公平取引委員会の取扱原則」の改正

[ポイント]台湾公平取引委員会(TFTC)は、2015年12月24日に「事業者による著作権、商標権または特許権の侵害にかかる警告書に関する公平取引委員会の取扱原則」を改正した。同原則は、知的財産権侵害の警告書の取引相手または潜在的な取引相手への送付が公平取引法(日本の独禁法に相当する)に違反するかを判断するためにTFTCが定めたガイドラインである。今回の改正では、違反の種類について改正前の「不公平競争」のみから、「競争の制限」が追加された。同原則によれば、知的財産権侵害の警告書の送付につき、事業者が事前に所定の権利侵害確認手続き(侵害を認定した第1審判決または専門検査機関の検査報告の取得、侵害者に対する侵害排除請求の通知など)を行っていることに加えて、取引秩序に影響を与えうる欺瞞行為又は明らかに公平性に欠ける行為を行っていない場合、公平取引法違反に該当しないとされている。

(2015年12月24日に制定、同日施行)

[原文] 公平交易委員會對於事業發侵害著作權、商標權、或專利權警告函案件之處理原則

<消費者保護>

「通信販売の解約権規定の適用除外準則」の制定

[ポイント]昨年6月の消費者保護法の改正により、通信販売・訪問販売の一部商品につきその性質によって7日のクーリングオフ期間の適用が除外されることになった。除外商品を特定するために、台湾消費者保護処は「通信販売の解約権規定の適用除外準則」を定めた。同準則によれば、7日間の解約規定を適用しない通信販売商品・サービスとは、①腐敗しやすい、保存期間が短いまたは解約時が保存期限に近い商品、②消費者の要求に応じたカスタマイズ商品、③新聞紙、週刊誌または雑誌、④消費者が開封した音楽映像商品またはソフトウェア、⑤消費者の同意を得て提供したデジタルコンテンツまたは提供時で完成したオンラインサービス、⑥開封した個人衛生商品、⑦国際航空旅客サービスである。

(2015年12月31日に制定、2016年1月1日より施行)

[原文] 通訊交易解除權合理例外情事適用準則



中国万感



【激動する北京の交通事情 ～百花繚乱の電気の乗り物～】

弁護士 横井 傑

1990年代まで中国とイメージするのは人民服と自転車の群れだった。当時、車もバイクもまだまだ庶民には高嶺の花で、首都北京ですらまだ地下鉄はほとんど通っておらず、オンボロのバスにこぼれんばかりに人が満載されてよたよた走っていた。1元タクシーに乗ったら「左の座席は穴が開いていて落ちるから気をつける」と言われ、車から下に落ちないように必死に捕まっていたのは筆者の実体験である。

それから二十余年の時がたった今、北京の交通事情は大発展を遂げ、百花繚乱の様相を呈している。もちろん今では自動車も普及しているが、本稿では自転車に取って代わって北京に浸透した庶民のアシを取り上げてみたい。

以前の自転車の代わりのように、中国で皆がこぞって乗るのは電動車（電気バイク）である。市街のガソリンバイクの乗り入れが規制されているためか爆発的にヒットし、今ではすっかり市民のアシとなっている。日本では電気で走る二輪車は子連れ主婦・主夫の強い味方であるが、中国では自転車にモーターをつけたような足こぎと電気の両用タイプもあれば、バイクタイプのものもあり、その種類は様々である。

かく言う筆者の愛車も電動車で、1回の充電であまり遠くまで走れないのが玉にキズではあるが、スピードは最大で時速50kmまで出るため結構速く、近場用のアシとしては申し分ない。なお、最近では、航続距離が100kmのモデルなども出ているようで、庶民のアシの技術革新は今も続いている。

このほか北京では、日本ではあまり見かけない電動の乗り物を街のあちこちでみかける。

①キックボードタイプ：電動車の亜流で、電動車とは違って立ったまま乗るタイプである。あまりスピードは出ないものの颯爽と街を駆るその姿はなかなか爽やかである。折りたたむため、途中までバスか電車で移動し、途中からこれを組み立てて走り始める市民も多い。

②スケボータイプ：電気動力つきスケボーである。数度見たきりで、どのように動くのか筆者には検討もつかないが、思ったよりスピードが出るのが印象的であった。

③セグウェイ：セグウェイは日本では2005年に小泉首相が載って有名となった。一方、現在の北京では、庶民がセグウェイに乗る（数は多くはない）。先日、筆者が街を歩いていた際に、あまり清潔とはいえない寄合い団地から年のほど10歳の少年がセグウェイで出てきたのには仰天した。

④一輪タイプ：これは極め付けで、1つのタイヤに足置きが生えただけの簡素なつくりで、セグウェイの一輪車版である（電動一輪車というそうである）。筆者が最初見たときは、背の低い街路樹越しであったため、人が空に浮かんでいるようにしか見えず、さすが四千年の中国は街なかに仙人がいるのかと思った。廉価品は値段も手ごろなため、例えばキャンパスの広い大学などでは学生のアシとして重宝されることもある。

二十年前自転車だけであった北京には、すっかり電動車が定着し、今も豊かに進化し続けている。比較的大らかな交通事情も手伝って、街中を歩いていると、なんとも不思議な乗り物に出会うことがある。流行に敏感な北京っ子だけに、次の10年で今度は何が走っているのかとても楽しみである。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html>にてご覧いただけます。